

厚木市で、高年齢者の方を雇用する事業主のみなさまへ

# 高年齢者継続雇用奨励補助金

厚木市では、働く意欲のある高年齢者の方が活躍できる場を確保し、企業の人材不足解消の一助とするため高年齢者を雇用する事業主の皆様に対して補助金を交付します！

申請は  
毎年8月中です



令和5年度から  
市内在住の方一人につき  
5万円になりました

厚木市マスコットキャラクター

あゆ回ちゃん

## 交付対象

従業者数300人以下で、毎年8月1日現在で次の要件を全て満たしている事業主の皆様です。

- ① 厚木市内で1年以上継続して事業を営んでいること。
- ② 当該年度の3月31日現在において満66歳以上満70歳以下の者（雇用主の配偶者及び3親等内の親族に該当する者は除きます。）を1年以上継続して常用雇用していること。
- ③ 市税を完納していること。

## 交付金の額

- ① 厚木市内に住所を有する（毎年8月1日まで3か月以上継続して市内に住所を有する）高年齢者1人につき年額5万円。
- ② 厚木市外に住所を有する高年齢者1人につき年額1万円。  
※ただし、市内、市外問わず1企業につき3人を上限とします。

裏面もご覧ください

## 申請期間

毎年8月1日から31日まで

## 提出書類

所定の申請書に必要事項を記入し、次の書類を添えて提出してください。

- ① 高年齢者雇用内訳書
- ② 雇用保険被保険者資格取得年月日が確認できるもの
- ③ 役員等一覧表
- ④ 請求書

☆申請書類は

厚木市 高年齢者継続雇用奨励補助金

検索



## 申請先・お問合せ

厚木市 産業振興部 産業振興課 産業振興・企業誘致係

〒243-8511

厚木市中町3-17-17（厚木市役所第二庁舎8階）

電話 046-225-2585